

補助金チェックシート 健康福祉部 高齢者支援課・健康課・保険課

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	H27年度 予算額 (千円)	
									H24	H25	H26			
1	高齢者支援課	シルバー人材センター補助金	公益社団法人丸亀市シルバー人材センター	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	「自主・自立・共働・共助」の基本理念の下、高齢者の方々の就業の場を提供することにより、働きがい・生きがいを与え、活力ある高齢社会の実現に役割を果たすことを目的とする。	国の示す事業執行方針に基づき、運営費補助単年度限度額の規定により、予算の範囲内で補助する。	8,700	8,700	8,880	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	8,900
2	高齢者支援課	老人クラブ連合会運営補助金	丸亀市老人クラブ連合会	イ 市民等が主体的・自主的に行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	老人福祉法の理念に基づき、老人クラブ育成指導と連絡調整を図り、老人クラブの組織的活動を促進し、地域高齢者の福祉及び健康の増進を図り、生きがい活動に資することを目的とする。	クラブ数、会員数、活動内容をもとに補助金額を決定し、予算の範囲内で補助する。	9,103	9,462	9,392	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	9,392
3	高齢者支援課	老人福祉施設等建設資金償還補助金	社会福祉法人 禰友会	イ 市民等が主体的・自主的に行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H8	社会福祉法人が独立行政法人福祉医療機構から借り入れた借入金の負担を軽減し、老人福祉施設の整備を推進する。	老人福祉施設整備に伴い、独立行政法人福祉医療機構から借り入れた借入金の元金及び利子を償還した場合、予算の範囲内で当該利子に対する利子補給をする。	2,340	1,872	1,404	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	936
4	高齢者支援課	社会福祉法人助成措置補助金	生計困難者に対する利用者負担軽減措置事業を行う社会福祉法人等のうち、その軽減額が一定割合を超える者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H12	介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等(以下「法人」という。)が、低所得で特に生計が困難である利用者の負担を軽減する場合に、軽減措置を行った法人に対し助成を行うことにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。	生計困難者に対する利用者負担額の軽減を行った社会福祉法人等のうち、その軽減額が一定割合を超えた部分の1/2を補助する。	161	140	223	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	400
5	高齢者支援課	離島介護サービス確保対策補助金	(1)離島に住所を有する要介護者等が通所・短期入所を利用する際に航路費を負担する者 (2)前号に規定する者に通所・短期入所サービスを提供している事業者であって、航路費を負担する者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H19	介護サービスの確保が困難な離島地域における高齢者の通所サービス及び短期入所サービスの利用に要する航路費の一部を補助することにより離島地域における介護サービスの充実を図るもの。	離島に住所を有する要介護者及び要支援者が島外の通所・短期入所サービスを利用する際の往復航路費(海上タクシー等を除く。)を月4回を限度として補助する。	34	75	257	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	220
6	高齢者支援課	離島介護サービス確保対策補助金(離島ホームヘルパー養成事業補助金)	離島住民であって、介護職員初任者研修課程を受講する者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H19	介護サービスの確保が困難な離島地域において、介護に従事する人材の育成に資するため、離島住民の介護職員初任者研修課程の受講に要する費用の一部を補助することにより離島地域における介護サービスの充実を図るもの。	・離島住民が島外で受講する初任者研修に係る受講料の全額及び ・60日を限度として自宅から教習機関又は実習先へ通学した場合の公共交通機関の利用料の半額を補助する。	210	0	0	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	260
7	高齢者支援課	介護サービス事業所航路費等補助金	指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防サービス事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H22	介護サービスの確保が困難な離島地域の利用者の居宅を訪問し、介護サービスを提供する事業者に対し、航路費等に相当する額を予算の範囲内で交付することにより、離島の多様な介護サービス事業者の参入を促進し、安定的な介護サービス提供体制の確保を図るもの。	離島において居住する要介護者及び要支援者に対して訪問介護等の介護サービスを提供する事業者等が、離島で介護サービスを提供する際に掛かる航路費等に相当する費用を補助する。	2,128	2,514	2,220	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	3,000
8	高齢者支援課	介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金	(1)介護施設等の基盤整備を行う事業者 (2)既存施設等のスプリンクラー等整備を行う事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	イ 短期的なもの	H25	介護基盤の緊急整備特別対策事業及び既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業を実施する事業者に対し、当該事業の実施に要する経費の一部に充てるため、予算の範囲内で補助金を交付し、整備を促進するもの。	(1)定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の施設等整備に必要な工事費 1施設 上限500万円 (2)既存の認知症高齢者グループホームのスプリンクラー整備に必要な工事費 1㎡当たり 9千円の単価により算出した額		1,785	0	(3)休止又は減額するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	0
9	高齢者支援課	高齢者居場所づくり事業補助金	高齢者の居場所づくりを行う団体	イ 市民等が主体的・自主的に行政がその支援を行うもの	イ 短期的なもの	H24	一人暮らし高齢者等の外出のきっかけやコミュニケーションの場となる居場所づくりを推進し、一人暮らし高齢者等が社会との接点をなくして孤立することを防ぎ、住み慣れた地域で支え合いながら、生きがいを持ち元気に暮らせる体制づくりを行うもの。	高齢者の常設型居場所を整備するために必要となる軽微な建物の改修や備品の購入等居場所を運営するために要する経費に対して1箇所60万円を上限として補助する。	630	600	0	(2)原則として廃止するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	0
10	高齢者支援課	地域介護・福祉空間整備推進補助金	介護施設等の整備を行う事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	イ 短期的なもの	H26	市が作成する整備計画に基づく地域における公的介護施設等の施設及び設備等の整備を実施する事業者に対し、当該事業の実施に要する経費の一部に充てるため、予算の範囲内で補助金を交付し、整備を推進するもの。	(1)定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開設経費 1施設 上限1,000万円 (2)特別養護老人ホームの開設経費 1床当たり600千円の単価により算出した額	-	-	51,731	(3)休止又は減額するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	0

補助金チェックシート 健康福祉部 高齢者支援課・健康課・保険課

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	H27年度 予算額 (千円)	
									H24	H25	H26			
11	高齢者支援課	地域介護・福祉空間整備補助金	介護施設等の整備を行う事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	イ 短期的なもの	H26	市が作成する整備計画に基づき地域における公的介護施設等の施設及び設備等の整備を実施する事業者に対し、当該事業の実施に要する経費の一部に充てるため、予算の範囲内で補助金を交付し、整備を推進するもの。	(1)既存施設(1,000㎡以上)のスプリンクラー整備に必要な工事費1㎡当たり17千円の単価により算出した額 (2)既存施設(1,000㎡未満)のスプリンクラー整備に必要な工事費1㎡当たり9千円の単価により算出した額	-	-	49,453	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	19,915
12	高齢者支援課	地域福祉支援推進事業費	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H27	成年後見制度の需要増に対応し、判断能力が不十分な高齢者、障害者等が権利擁護・福祉に関する制度、サービスを適切に利用できるよう支援を図るため、成年後見センターを設置する。	成年後見センター業務に従事する職員の人件費補助(1名分)	-	-	-	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	4,300
13	健康課	母子愛育班運営補助金	丸亀市母子愛育班連絡協議会	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	地域の人々が孤立化しないように声かけ、見守りを中心に活動し、行政とのパイプ役も担っている当該協議会を支援することにより、少子高齢化に伴う核家族化が進化する社会の問題減少を図る。	母子愛育思想の啓発普及、愛育班組織の育成指導と連絡調整、研究会及び研修会の開催、地域社会との連携など、目的達成のための事業運営補助	1,274	1,274	1,274	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,274
14	健康課	特定不妊治療補助金	特定不妊治療以外に妊娠の見込みが少ない夫婦	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H21	保険適用されない特定不妊治療をしている夫婦への経済的支援により、治療の継続が図れ、妊娠の可能性が期待できることで少子化問題の軽減を図る。	1回の治療に付き10万円まで。1年度当たり20万円を限度に通算5年間。平成28年度より通算6回まで(10万円/回)、助成対象年齢43歳未満となる。(平成26・27年度移行措置有)	6,537	9,050	8,446	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	8,000
15	健康課	地域医療協力費	一般社団法人丸亀市医師会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	市民の健康管理及び健康維持、医療知識の普及啓蒙をすることにより、市民の健康増進及び健康管理が期待できる。また、初期救急体制等の強化のためにも有効である。	各種予防接種、各種検診、健康教育、初期救急医療等を行う医師会への運営補助	4,450	4,450	4,450	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	4,450
			一般社団法人綾歌地区医師会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H24	同上	同上	1,050	1,050	1,050	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,050
			丸亀市歯科医師会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	口腔内疾患の予防・早期治療によって、健康な口腔状態を長く維持することにより、歯科だけでなく、全体の医療費抑制に繋がる。	各種検診、歯科健康相談、口腔衛生指導等を行う歯科医師会への運営補助	900	900	900	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	900
			一般社団法人丸亀市薬剤師会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	地域住民の保健衛生向上のため、安全で有効な医薬品を適切な指導に基づき供給を行い医薬分業の推進を行う。住民のかかりつけの保険薬局を育成する。	会員の資質向上のための教育研修、医薬品備蓄、医薬品情報を収集し提供及び活用、丸亀市医師会と協賛して3歳児健康診査等を行う薬剤師会運営補助。	68	68	68	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	68
			綾歌郡薬剤師会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H25	同上	同上	-	13	13	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	13
16	健康課	准看護学院運営補助金	社団法人丸亀市医師会附属准看護学院	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	医師・看護師の確保が県内医療機関における喫緊の課題である中、准看護師を養成することにより、地域・救急医療の充実、看護師確保を図るもの。	准看護師を養成する准看護学院(修業年限2年)運営補助	700	700	700	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	700
17	健康課	離島妊婦健康診査等支援事業補助金	離島地域に居住している妊婦	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H27	産婦人科医のない離島地域に居住している妊婦の健康診査等の際に負担する旅費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、妊婦の健康管理等を図るもの。	1回の健診等に付き1,000円	-	-	-	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	15
18	保険課	人間ドック助成補助金	人間ドック受診者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H27.4	被保険者に対して、人間ドック診査料の一部を助成することにより、受診を促進し病気の発生予防、早期発見による重症化の防止等を図る。	人間ドック診査料の一部助成 1日(1万円) 1泊2日(1万5千円)	0	0	0	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	20,500